

第六十一回国会 参議院文教委員会會議録第二号

昭和四十四年二月二十五日(火曜日)
午前十時十分開会

委員長の異動

一月二十七日中村喜四郎君委員長辞任につき、
その補欠として久保勘一君を議院において委員
長に選任した。

委員の異動

一月二十七日

辞任

内藤三郎君

補欠選任

平泉 渉君

一月二十九日

伊藤 五郎君

補欠選任

青柳 秀夫君

二月十四日

委員北畠教真君は逝去された。

二月十九日

補欠選任

斎藤 昇君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

久保 勘一君

楠 正俊君

中村喜四郎君

小林 武君

川村 清一君

委員

田村 賢作君

大松 博文君

永野 鎮雄君

二木 謙吾君

吉江 勝保君

国務大臣

文部 大臣

坂田 道太君

政府委員

文部大臣官房長

安嶋 彌君

計課長

文部大臣官房会

安養寺重夫君

事務局側

常任委員会専門

渡辺 猛君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○教育、文化及び学術に関する調査

(昭和四十四年度における文教行政の重点施策
に関する件)

(昭和四十四年度文部省関係予算に関する件)

○委員長(久保勘一君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

議事に先立ち、一言申し上げます。

本委員会委員、北畠教真君が、去る二月十四
日、脳腫瘍のため逝去されました。まことに哀
悼痛惜にたえません。各位とともに黙禱して御冥
福をお祈りいたしたいと存じます。

起立を願います。

〔総員起立、黙禱〕

○委員長(久保勘一君) 黙禱を終わります。御着
席願います。

○委員長(久保勘一君) この機会に一言ごあいさ
つを申し上げます。

私のたび、はからずも中村前委員長のとを
受けまして、委員長に選任されました。はなはだ
微力でございますが、皆さま方の格段の御指導、
御協力を得まして職責を全ういたしたいと存しま
すので、どうぞよろしく御指導のほどをお願い申
し上げます。

○委員長(久保勘一君) 中村前委員長からごあい
さつがございます。中村君。

○中村喜四郎君 過去一年間、愚鈍な、そしてわ
がままな私が委員長としてつとめさせていただきました
まして、その間理事の皆さん方、委員の皆さん方
各位のたいへんな御鞭撻をいただきました。私は
政治家としての勉強をさせていただきました。

心から感謝を申し上げます。ことに大学紛争問題
等々の中で、円卓会議のようにみんな自由に討議
し合っている場、そしてこれをどうもっていく
かということ等につきましても、新しい政治の道
を私自身も切り開かせていただきましたように、
心から感謝申し上げます。

なお、引き続き当委員会に所属させていただき
まして、新しい委員長を中心としてこれらの問題
につきましても鋭意今後も努力させていただきます
と存じますので、どうぞこれからも御指導、御鞭
撻のほどをお願い申し上げます。心から皆さまに
感謝申し上げます。ごあいさつにかえします。

○委員長(久保勘一君) 委員の異動について報告
いたします。

去る一月二十七日、内藤三郎君が委員を辞任
され、その補欠として平泉渉君が、同月二十九
日、伊藤五郎君が委員を辞任され、その補欠とし

て青柳秀夫君が委員に選任されました。また、二
月十九日、北畠教真君の補欠として斎藤昇君が委
員に選任されました。

○委員長(久保勘一君) 理事の補欠選任について
おはかりいたします。

私が委員長に選任されましたので、理事に一名
の欠員を生じております。ただいまからその補欠
選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長
にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保勘一君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に中村喜四郎君を指名いたしま
す。

○委員長(久保勘一君) 教育、文化及び学術に関
する調査を議題といたします。

まず、昭和四十四年度における文教行政の重点
施策について、文部大臣から発言を求められてお
りますので、これを許します。坂田文部大臣。

○国務大臣(坂田道太君) 第六十一回国会におい
て、文教全般の問題を御審議いただくにあたり、
所信の一端を申し述べたいと存じます。

わが国の文教は、明治五年に学制がしかれてか
ら発展を続け、わが国が敗戦による廃墟の中から
復興し、世界の驚異とされるほどの経済的社会的
発展を遂げるに至ったのは、もとよりわが国民の
勤勉と努力によるものでありますが、とりわけわ
が国民のすぐれた資質と、その教育の成果に待つ

ところが、今後さらに世界の中の日本として、
経済的繁栄と精神文明の豊かな発展を続けるため

には、年令に応じ、能力に応じ、適性に応じた教育に重点を置いて、世界の人々から尊敬される国民の育成につとめることであると存じます。

わが国の教育は、世界的にも高い水準にあると思ふのでありますが、なお、社会の変化に対応して、学問の世界的水準と、高度の科学技術の維持発展のための研究と教育体制を早急に改善するなど、検討すべきいろいろな課題があると思ふのであります。これらにつきましましては、今後それぞれの課題の本質を見きわめ、その解決につとめ、国民の信頼にこたえる所存でございます。

まず、その重要な課題として大学問題があります。今日生じております大学紛争はまことに憂慮すべき事態となっております。その実態を見ますと、多くは正常な学生活動の範囲を逸脱し、大学の秩序を破壊するまでに過激化し、その結果、東京大学及び体育学部を除く東京教育大学においては、明年度の入学試験中止のやむなきに至つたのであります。このような不幸な事態に立ち至つた原因は、現代社会における諸般の問題とも深い関連があると思ひますが、大学の教育、研究及び管理運営など大学のあり方について、社会の進展と、量的にも拡大され質的にも変貌いたしました今日の事態に即応して、検討すべき多くの問題があることを率直に認めなければならぬと考へております。文部省としましては、このような課題に対し、改善の実をあげえなかつたことに対してその責任を感ずるものであります。

しかし当面の異常な事態を正常化し、大学がその使命を果たすためには、大学みずからが努力をいたすことを緊要なことと考へます。もとより、当面の事態の解決を急ぐあまり将来の大学運営に禍根を残すことのないよう留意することともに、大学制度の基本にかかわる事項については、慎重に対処すべきであります。大学当局、教職員及び学生は、大学が教育、研究の場であることに深く思いをいたし、それぞれの社会的責任を自覚し、なかなんく暴力を否認する姿勢を堅持し、

一致協力して学園の再建に当たることを切望するものであります。

文部省としましては、すでに、学校制度全体の再検討が必要と考へ、中央教育審議会に諮問し、さらに昨秋、当面の大学問題についても諮問をいたしておりますので、答申を待つて今後の社会の変化、技術の進歩等に応じ、大学がその機能を果たし得るよう制度及び管理運営のあり方等について基本的に検討を加え、適切な措置をいたす所存であります。

次に、初等中等教育の改善、充実につきましましては、従来からも教職員の資質の向上と処遇の改善及び施設、設備の整備等に努力を重ねてまいりましたが、今後一層の推進をはかることも、時代の進展と児童生徒の適性、能力に即応するよう教育内容を改善するため、学習指導要領の改訂を行なつてまいりたいと思ひます。

また、今日問題となつておりますいわゆる過密、過疎地域等に対しましては、それらの地域における教育水準の維持向上のために、それぞれの事情に対応し、教職員定数の充実につとめるとともに、校舎不足の解消、学校用地の確保等の面について、なお一層の努力をいたす所存であります。

さらに、心身に障害をもつ子供のための特殊教育の振興につきましましては、特に意を用ひたいと存じます。心身障害児の実情は、昭和四十二年度に実施いたしました調査にも明らかとなり、複雑多岐であり、そのため、一層きめ細かい施策を推進してまいらねばなりません。なお、教育の内容や方法についても今後さらに研究、開発を進めなければならぬと思ひます。このため、中央教育審議会にこの方面の学識経験者を新たに御参加いただいたのであります。また昭和四十四年度から特殊教育振興の基礎となる科学的な研究を関連諸機関の協力体制のもとに、総合的、実行的に行なうための研究機関の設置に着手したいと考へております。

私学の振興につきましても、わが国の学校教育

に占める私立学校の役割のきわめて大きく、社会経済に及ぼす影響も増大していることにかんがみ、私立大学の経常的な教育研究費、施設設備に対する補助などについて引き続き助成措置の拡充改善をはかることとしていたしております。また、私立学校の今後のあり方及び役割についてますます中央教育審議会等で検討中であり、学校制度の総合的課題の一環として検討したいと考へております。

また、国民の一人一人が、今後の社会の進展と生活環境の変化に対応し、社会の構成員としてそれぞれの役割りと責任を果たしてまいらねばなりません。学校教育を終えた後も生涯を通じて学び、また、体育、スポーツを實踐し、たくましい精神と強健な身体を養つていくことが大切であると思ひます。このためには、社会教育及び体育、スポーツの振興に一層きめ細かく取り組まねばならないと思つております。

特に、青少年が将来国家社会の成員としての責任を自覚し、個性を生かし、能力を十分に発揮するためには、幼少のうちに人間としての基本的な考え方や、正しい行動のしかたなどを身につけさせることが大切であると思ひますが、このような青少年の人格形成は、まさに家庭を中心として行なわれるものであり、明朗で健全な家庭こそ根幹であります。このためにも今後とも婦人教育、家庭教育等の振興につとめなければならぬと考へております。また、幼稚園教育などを充実し、適切な環境で集団生活を通じて、幼児教育の実をあげるようつとめたいと思つております。

次に、文化の振興についてであります。昨年、文化庁を設置して伝統的な文化財の保護と現代の芸術文化の振興を一体的に推進するための体制を整備いたしました。今後とも地方文化の振興、史蹟の保存のための土地の公有化や環境の整備等を積極的に推進する所存であります。

また、教育、学術、文化の国際交流と発展途上にある国に対する教育、学術、文化に関する国際協力の推進については、留学生教育、東南アジア

に対する教育協力をはじめ、二国間あるいは国際機関を通じての国際交流と国際協力を一層推進してまいらねばならないと思ひます。

最後に、沖縄における教育につきましましては、その教育水準の向上と本土の教育との一体化を進めるため、学校教育のみならず、社会教育等についても協力援助をいたしたいと考へております。

以上、文教行政の当面するおもな問題について所信の一端を申し述べましたが、その他の文教行政上の諸課題につきましても、文教委員各位の御協力と御支援を得て、その解決に努力するつもりであります。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(久保一君) 次に、昭和四十四年度文部省関係予算の概要について説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

○国務大臣(坂田道太君) 昭和四十四年度文部省所管の予算案につきましまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は七千四百二十二億二千八百一十萬一千円、国立学校特別会計の予算額は二千七百六十三億七千二百二十五萬三千円でありまして、その純計は七千八百八十八億六千七百四十三萬一千円となつております。

この純計額を前年度予算と比較いたしますと、およそ九百五億円の増額となり、その増加率は一三パーセントとなつております。以下、昭和四十四年度の予算案におきまして特に重点として取り上げました施策について御説明申し上げます。

まず第一は、初等中等教育の充実であります。このことにつきましましては、かねてから努力を重ねてまいつたところでありまして、前年度に引き続き、まず、父兄負担の軽減に留意し、教材整備の推進、教科書無償の実施、就学援助の強化、遠距離通学費補助の拡充、学校給食の普及充実等につとめることとしていたしました。

材整備十か年計画の第三年度の整備充足を行なうこととし、また、教科書無償につきましては、引き続き国、公、私立の義務教育諸学校の全児童生徒に対して教科書の無償給与を行なうこととし、新たに不就学の学齢児童生徒に対しても教科書の無償給与の措置を講ずることとして、総額百四十一億円余を計上いたしました。

次に、就学援助の強化につきましては、要保護、準要保護児童生徒の就学奨励として、校外活動費を新たに支給対象費目に加え、遠距離通学費補助につきましては、対象人員を一人増加いたしましたのでその拡充につとめました。

次に、初等中等教育の充実のうちに、まず、後期中等教育の拡充整備につきましては、定時制または通信制の高等学校の施設設備に要する経費の補助を行なうほか、生徒の就学援助を拡充する等引き続き定時制教育及び通信教育の振興をはかるとともに、理数科及び職業科関係において高等学校教育の多様化に対処するための施設設備等に必要経費を計上しております。

また、理科教育設備及び産業教育の施設、設備につきましては、引き続き新基準による計画的な改善充実を行なうことといたしました。

次に、幼児教育の重要性にかんがみ、既定の幼稚園振興計画に基づき、引き続き幼稚園の普及整備のために必要な施設設備に関する助成を強化いたしますとともに、私立の大学及び短期大学の教員養成課程に対する設備費の補助を拡充して、幼稚園教員養成の充実をはかるといたしました。

次に、特殊教育の振興につきましては、養護学校及び特殊学級の計画的な普及と就学奨励費の内容の改善のため必要な経費を増額し、また、教職員定数の充実をはかるとともに、新たに特殊教育総合研究所の設置準備経費及び私立特殊教育学校教育費補助に必要な経費を計上しております。

次に、僻地教育の振興につきましては、僻地の教育環境の改善等のため、引き続き教員宿舎、スクールバス・ポート、給水施設等各種の施設、設備の充実をはかるとともに、複式の学級編制の改善及び教職員定数の充実を行ない、寄宿舎居住費補助等従来の施策を拡充するなど総合的に施策を推進することといたしました。

また、学校給食の普及と充実につきましては、その振興の基本方針について現在検討しているところでありました。

来年度予算では、引き続き給食施設、設備の充実をはかるほか、栄養職員等の増員等施策を拡充し、さらに、小麦粉及び脱脂粉乳につきましては、従来どおり所要の補助金を計上いたしました。また、脱脂粉乳につきましては、牛乳の使用量の増加に伴い、所要の量に調整を加えております。

次に、公立文教施設整備費につきましては、三百六十四億円を計上し、引き続き単価の引き上げ、構造比率の改善、公害対策等に留意することと、特に過密地域の教育対策として、人口の社会増地域における小学校校舎の不足整備に特段の配慮をいたすこととし、また、新たに新設の小・中学校の校地地価を国庫負担の対象に加えることといたしました。

次に、義務教育諸学校の教職員定数の充実につきましては、従来までの義務教育諸学校に関する定数標準法の実施の成果を基礎として、なお一その教育水準の向上をはかるとともに、昭和四十四年度を初年度とする五か年計画により、学級編制の一部について改善を加えるとともに、教職員定数の充実についても細部にわたる改善措置を講ずることとし、義務教育費国庫負担金総額三千七百八十一億円余を計上いたしました。なお、教員給与の改善に関する基本的検討を行なうため、引き続き調査研究費を計上しております。

以上のほか、教育課程の改善、道徳教育及び生徒指導の充実、教職員の研修及び研究活動の推進、学校安全の充実等各般にわたる施策の拡充に必要な諸経費を計上いたしました。

第二は、過密過疎地域教育対策であります。来年度予算におきましては、過密過疎地域対策を新たに重点として取り上げることとし、これら

の地域における児童生徒の急増、急減の現象に対処することといたしました。

まず、過密地域対策につきましては、さきにも述べましたように、人口の社会増地域における小学校校舎の不足整備に最重点を置くこととし、また、新たに新設小・中学校の校地地価を国庫負担の対象としたほか、校舎の前向き整備等も引き続き実施することといたしました。

次に、過疎地域対策につきましては、従来僻地教育振興施策として実施してまいりました教育環境の整備、教職員関係及び児童生徒関係のそれぞれの施策について、さきに述べましたとおり一そう拡充をはかるといたしました。

第三は、高等教育の整備充実と厚生補導の充実等でありました。国立学校特別会計予算につきましては、前年度予算額と比較して二百五十九億円の増額を行ない、約二千七百六十三億円を計上いたしました。その歳入予定額は、一般会計からの繰り入れ二千二百九十七億円、借入金十七億円、附属病院収入三百二十四億円、授業料及び検定料六十億円、学校財産処分収入三十億円、その他雑収入三十五億円でありました。

歳出予定額の内訳は、国立学校運営費二千二百四十五億円、施設整備費五百十八億円などでありました。

まず、国立大学の充実整備につきましては、その質的充実をはかる見地から、一学部の創設、二学部の創設準備、三学部の新設及び六学部の拡充改組を行ない、短期大学についても二学科を新設することといたしました。

次に、教官当たり積算校費、学生当たり積算校費等各大学共通の基準的経費につきましても、引き続きその増額をはかっております。

また、新制大学における大学院修士課程の拡充、附属病院、附置研究所の整備につきましても配慮をいたしておりますが、特に附属病院につきましては、看護要員の増員について措置するとともに、病院教官の増員、臨床研修医等の謝金の増額をはかり、臨床研修制度の充実等に必要措置を講じております。

次に、専門技術者育成のため、昭和三十九年度に設置を見た工業高等専門学校十一校に各一学科を増設するとともに、商船高等専門学校五校の学級の増加をはかり二百人の増募を行なうことといたしました。

次に、国立学校施設の整備につきましては、五百十八億円を計上し、その整備の促進をはかるといたしました。なお、施設整備の円滑な実施をはかるとともに、後年度分について、百七十億円の国庫債務負担行為を行なうことができることといたしました。

次に、大学問題の現状にかんがみ、特に学生の厚生補導関係については、多角的かつ総合的な施策を推進することとし、合宿研修の拡大等学生指導費の増額、課外活動施設設備の整備、学生厚生福祉施設の充実等に必要経費を大幅に増額いたしました。

また、育英奨学事業の拡充につきましては、大学院奨学生及び高等学校特別奨学生の採用数の増をはかるとともに、高等専門学校の高学年在籍者については、貸与月額を大学並みに改定するなど引き続き事業を拡充し、総額で五百一十一億円余を計上いたしました。

以上高等教育の整備充実について配意いたしておりますが、現在、一部の大学におきまして、諸種の理由から学内において紛争を生じておりますが、教育と研究の正常化につとめ、学問と教育の府にふさわしい教育環境を確立するよう努力いたします所存であります。

第四は、私学の振興であります。わが国の学校教育において果たしている私立学校の重要な役割りとその経営状態の実情にかんがみ、来年度においても、引き続き私立学校に対する助成措置の拡充改善を行なうことといたしました。

まず、私立学校振興会の貸し付け資金につきましては、政府出資金及び財政投融資資金からの融資

並びに自己資金を合わせて総額三百四十億円を確保することとしたが、明年度は、貸し付け条件の改善をはかり、特に低利の経営費の貸し付け額を大幅に拡大する等の措置を講ずることとした。

また、引き続き私立大学の教育研究の充実向上をはかることに、経営の健全化に寄与するため、経常的教育研究費の助成の範囲を拡大することとして三十三億円を計上し、また、理科等教育設備助成及び研究設備助成につきましても、合わせて四十八億円を計上したほか、幼稚園に対する施設費の補助の拡充等の施策を講じております。

第五は、学術の振興であります。

近年、学術研究の分野においては、研究活動の増大、専門分野の細分化、大型研究施設の需要等急速な進展を見るに至り、したがって学術振興に關する施策も今後、多角的に講ずることが必要と考へられます。

来年度予算につきましては、まず、科学研究費補助金を大幅に増額し、総額六十億円を計上いたしました。この補助金については、引き続き配分審査等の改善に留意しつつ適切公正な執行をいたす所存であります。また、研究所の整備につきまして配属するともに、科学衛星・ロケット観測、南極地域観測経費及び加速器に關する基礎研究に要する経費等についても引き続き所要経費を計上することとしたしました。

第六は、青少年の健全育成と社会教育の振興であります。

最近における都市化の進行、技術革新の進展などにより、社会構造の急速な変化を見ておりますが、来年度予算では、このような現状を踏まえて、社会教育指導者の養成確保に意を用いるとともに、社会教育施設の拡充につきましても、公民館、図書館、博物館等の施設設備の整備を一そう推進することとし、また、大学開放講座の拡充など国民の学習意欲の高まりに対応する施策を進めることとしております。

また、青少年の教育問題において社会教育の分野でかなり役割は非常に大きいものとなっておりますので、学校外における少年の健全指導事業の拡充等を行なうとともに、新たに、青少年の団体宿泊訓練を通じてその健全な育成をはかる機関としての国立第七、第八青年の家を設置することとし、さらに、都市青年の家等公立青少年教育施設、青少年団体等の助成を拡充する措置を講じております。

このほか、青少年に対する映画、テレビ等の影響力の大きいことにかんがみ、積極的に優良な映画、テレビ番組の製作の奨励及び普及を促進するとともに、視聴覚教材の利用の推進についても十分配慮することとしたしました。

なお、家庭教育学級の増設等家庭教育、婦人教育の振興についても留意し、経費の拡充をはかっております。

第七は、芸術文化の振興と文化財保護の推進であります。

昨年新たに文化庁を発足させて、文化行政の総合的かつ効果的な推進をはかる体制を整備し、その後芸術文化の振興と文化財保護の拡充に努力してまいりましたが、来年度予算におきましては、それぞれの分野でさらに施策の充実をはかることとしたしました。

まず、芸術文化の振興につきましては、芸術祭の刷新充実をはかるため国の主催公演及び地方公演の充実等に要する経費を計上することとしたほか、特に、地方芸術文化の振興に重点を置いて関係経費の増額をはかることとしたしました。

また、芸術関係団体に対する助成措置の拡充を行なうとともに、国立の美術館、博物館等の整備費及び公立文化施設整備費の補助についてもそれぞれの実情に合わせて充実をはかることとしたしております。

次に、文化財保存事業につきましても、文化財の修理、防災施設の整備等を一そう充実することとしたしておりますが、特に最近国土開発の急速な進展に伴ってその必要性を痛感されてお

ます史跡等の買い上げ及び環境整備に対する補助並びに埋蔵文化財の保護につきましては、特別の配慮を加えております。

また、平城宮跡の買い上げ、整備を引き続き行なうとともに、新たに飛鳥、藤原宮跡の発掘調査を開始することとして、所要経費を計上いたしました。

なお、無形文化財の保存活用等につきましても、引き続き必要な経費を計上いたしております。

第八は、体育・スポーツの振興であります。

わが国の体育・スポーツの現状から見まして、青少年をはじめ広く国民が体育・スポーツを實踐し、健康の増進、体力の向上をはかり得るよう強力な施策を推進する必要があります。このため、来年度予算では、体育・スポーツの普及奨励に力点を置き、水泳プール、体育館、運動場、柔剣道場及び野外活動施設等の整備を促進するとともに、スポーツテストの普及、スポーツ教室等の実施、スポーツ団体・行事の助成、指導者養成等について、引き続き必要な経費を計上することとしたしました。

また、体育・スポーツに關する国際的行事としましては、札幌オリンピック冬季大会の実施準備経費を大幅に増額計上するとともに、ユニバーシアード選手団派遣等に必要経費を補助するなど国際的交歓事業の実施を拡充することとしたしております。

第九は、国際交流の推進と教育援助の拡大であります。

わが国と諸外国との間に文化の国際交流をはかり、開発途上国の社会経済的發展に寄与する施策として、まず、外国人留学生教育につきましては、国費外国人留学生の人員を増加いたしますとともに、その受け入れ体制の強化をはかることとしたしました。

次に、国際学術文化の交流を促進するため、引き続き教授、研究者の交流を推進するとともに、新たに、日本古美術の海外展を実施する等文化交

流についても配慮いたしております。

また、最近、特にアジア・アフリカ諸国に対する教育協力の要請が高まっております。また、教育指導者の招致、理科設備等の供与および指導者の派遣を実施するほか、アジア諸国への留学生の派遣等に必要経費を計上いたしております。

さらに、ユネスコ国際協力につきましては、国内ユネスコ活動の推進をはかることに、アジア諸国の出版専門家の養成、ユネスコ本部との共同事業による各種ワークショップの開催等一段とその事業の拡充をはかることとしたしました。

以上のほか、沖縄の教育に対する協力援助費につきましては、これを増額し、別途総務府所管として計上いたしております。

以上、文部省所管予算案につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御慎重御審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長(久保勲一君) 次に、ただいまの概要説明の補足説明を聴取いたします。安養寺會計課長。

○政府委員(安養寺重夫君) 昭和四十四年度文部省所管予算案概要説明につきまして補足の説明を申し上げます。

お手元に「昭和四十四年度予算要求事項別表」をお配りいたしておりますので、二ページ以下に記載いたしました九つの重要事項について順を追って申し上げます。

重要事項の第一は、二ページ、初等中等教育の充実についてであります。

まず(1)父兄負担の軽減のおもな内容としては、義務教育諸学校の教材整備につきましては、昭和四十二年度から着手されました教材整備十年計画の第三年度として六十億円の国庫負担を行なうこととし、次に、教科書の無償給与につきましては、前年度においてその完全実施を見るに至りましたものを引き続き実施することとし、教科書の定価六・二%引き上げ分を含め総額百四十一億円

余を計上しました。

次に、就学援助の強化につきましては、要保護、準要保護児童生徒の就学援助としては、その対象人員の比率は前者を三〇、後者を七〇と変わらないものと、児童生徒数の減少による金額の減はございますが、従来からの補助の対象としていた学用品費等の単価を改定増額するほか、校外活動費を新たに支給対象費目に加え、また四ページの学校統合等による遠距離児童生徒の通学費の補助につきましては、対象人員を大幅に増加いたしました。

次に、四ページの②初等中等教育の充実では、まず教育内容の改善充実として、道徳教育、生徒指導の充実、教育課程、教科書の改善に要する経費を計上しております。

次に、後期中等教育の拡充整備につきましては、定時制または通信制の高等学校の施設設備の充実、生徒の就学援助の拡充とあわせて、七ページの理数科及び職業科関係において高等学校教育の多様化を進めております。理科教育及び産業教育の充実につきましては、前者については十三億八千万円、後者については五十六億九千万円を計上し、いずれもその大半は従前からの年次計画を推進し、その改善充実を行なうものであります。

次に、幼稚園教育の振興につきましては、昭和三十一年度からの既定の振興計画に基づき、幼稚園の普及のための助成を続けるとともに、教員養成の拡充をはかることとしております。

次に、一二ページの公立文教施設の整備につきましては、三百六十四億円を計上し、単価の引き上げ、鉄骨・鉄筋による構造比率の引き上げ改善、公害対策等を行なうとともに、事業量は前年度比九・一〇増の三百八十八万平方メートルとしております。そのうち特に過密地域の教育対策として、人口の社会増地域における校舎の不足整備に重点を置くこととし、たとえば小学校校舎については前年度比五・〇増の七十二万平方メートルのうち、社会増地域分は六十三万五千平方メートルとし、また新たに新設の小中学校の校地整地費国

庫負担三億円を計上いたしました。

次に、一四ページの③義務教育諸学校の教職員定数充実につきましては、給与改善を含めて、義務教育費国庫負担金三千七百八十一億円余を計上いたしました。すなわち昭和四十四年度を初年度とする充実五カ年計画が策定され、単級複式学級の解消等の学級編制の改善を加えるとともに、教育指導の充実をはかるための教員定数の改善、養護教員及び事務職員増加、学校図書館事務担当事務職員の新設等の改善措置を講ずることとし、初年度としては全体計画約二万八千五百人充足のおおむね五分の一の改善を行なうとともに、過疎県における急減に対する最低保障措置を講じ、さらに特殊学級増に伴う教員増を行なうことになり、差し引き一千八百三十七人の増員となります。なお教員給与の改善についての検討、教員による日宿直廃止後の施設設備管理のための補助につきましましては、前年度同様措置いたしました。

次に、一六ページの④特殊教育、へき地教育の振興等でありまして、特殊教育につきましては、特殊教育推進地区を設置し、特殊教育のための各級の設備充実の助成を強化し、また養護学校及び特殊学級の計画的な新増設をはかることとし、新たに高等部専攻科の交通費その他就学奨励のための経費を増額し、さらに特殊教育のための学級編制の標準の改善及び教職員定数の充実をはかることとしていたしました。なお、特殊教育総合研究所の新設のための準備に着手することとなり、また新たに私立の特殊教育学校の教育費を補助することとしております。

次に、一九ページの僻地教育につきましては、あとで述べます過疎対策の一環としても関係のあるところでございますが、教員宿舎、スクールバス・ボート、学校ぶろ、給水施設等各種の施設設備の充実をはかることとし、複式学級の学級編制の改善と教職員定数の充実を行ない、遠距離児童生徒通学費、寄宿舎居住費、学校給食費について、単価の増額あるいは対象人員の増員など、補助を拡充いたしました。

次に、二一ページの同和教育につきましましては、同和教育振興についての総合的な施策の策定について検討がなされておりますが、当面、学校教育においては、同和教育推進地区を設けるほか、高等学校進学奨励費の補助対象人員を大幅に増員し、社会教育においては、同和地区集会所の設置費の補助を拡大いたしております。

助を拡充いたしました。

次に、二二ページの⑤学校給食の普及充実につきましては、小麦粉については百グラム当たり一円補助、総額二十億八千五百万円を、脱脂粉乳につきましては百グラム当たり四円六十銭補助、総額六億四千八百万円を補助いたします。ちなみに、牛乳の使用量は、前年度に比べまして五十万石の増加、二百十万石となります。このほか従前どおりの方針にのっとり、学校給食施設の設備を充実し、高度僻地学校児童生徒、準要保護児童生徒あるいは夜間定時制高等学校生徒の給食の助成を充実し、また養護職員の増員をいたしました。

二七ページの⑥公害対策及び交通安全その他学校安全の改善充実につきましては、従前からの学校公害に対する学校施設対策の調査研究を継続するほか、公害対策部分を含む小中学校の環境調査を実施いたします。また、交通安全教育センターの増設を促進するための補助を継続し、日本学校安全会の活動の充実についても必要な補助を増額いたしました。また、別途、学校安全会においても掛け金の値上げを行ない、給付水準の維持、給与内容の改善を予定いたしております。

二八ページの⑦地方公共団体の超過負担の解消の促進につきましては、公立文教施設整備費において引き続き構造比率の改善その他必要な措置を講ずるとともに、新たに人口の社会増地域における新設、小中学校の校地整地費を国庫負担の対象に加えることとなり、他方、いわゆる政令県における義務教育費国庫負担金の給与費にかかわる国庫負担の最高限度給料額の改定増額は三年計画の最終年として終了いたします。

重要事項の第二は、二九ページの過密過疎地域教育対策であります。来年度予算において、新たに重点事項として取り上げられましたが、(1)教職員対策については主として僻地における教職員の処遇、定数について、(2)教育施設の整備については、主として人口の社会増地域における小学校校舎の確保に重点が置かれ、また、新設小・中学校の校地整地費を国庫負担の対象に加え、三ページの③児童生徒対策費としましては、主として僻地における児童生徒の就学援助の強化についてそれぞれ必要な経費の増額をいたしております。

教育対策であります。

重要事項の第三は、三二ページの高等教育の整備充実と育英奨学事業の拡充であります。まず、三二ページの①国立大学の充実整備につきましましては、過去三年間のいわゆる大学生急増期も過ぎ、今後は一そうその質的充実をはかるべしとの見地から種々検討を経たものであります。まず、いわゆる新制大学七校に大学院修士課程を増設し、三重大学に工学部を創設し、秋田大学に医学部を、大阪大学に社会学部を創設するための準備に着手し、地方大学を中心に理工系十二学科の新設及び六学科の拡充改組を行ない、教員養成大学学部、特殊教育のための教員の養成課程等必要な九つの課程を新設し、短期大学についても二つの学科を新設することとしていたしました。

なお、各学校共通の基盤的経費である教官当たり積算校費及び学生当たり積算校費につきましましては、八〇の増額をいたしております。次に、三三ページの付属病院につきましましては、特に看護要員三百八十八人の増員をはかり、また引き続き病院教官の増員、臨床研修医等の診療協力金の大幅な増額をはかる等、臨床研修制度の充実に必要な経費を計上いたしております。

次に、三四ページの国立学校施設の整備につきましましては、自己財源三十億円、財政投融資資金借り入れ十七億円、その他一般会計繰り入れを財源として五百十八億円を計上しております。なお、後年度分については百七十億円の国庫債務負担行為を行なうことができることとしていたしてお

ります。

三四ページの(2)国立高等専門学校の拡充整備につぎましては、昭和三十九年度に設置された十一の工業高等専門学校に各一学科を増設するとともに、五つの商船高等専門学校に各一学級を増加し、専門技術者養成のための措置を講じました。

三五ページの(3)公立大学の助成につぎましては、ほぼ従前通りの施策を推進することとしたしております。

同じく三五ページの(4)厚生補導の充実につきましては、一般会計において厚生補導の改善研究及び研修の実施、関係団体への助成に要する経費五千八百八十万円を計上し、特別会計においては新入生合宿研修、少人数学生に対する教官の特別指導、学生精神衛生指導の拡大、学内広報活動の促進、課外活動の施設設備の整備、九大学に保健管理センターの増設を含む学生厚生福祉施設の充実等に必要経費二十六億五千万円を計上いたしております。

三六ページの(5)育英奨学事業の拡充につぎましては、大学院奨学生及び高等専門学校特別奨学生の採用数の増加をはかり、大学通信教育奨学生に対する貸与額を増額し、高等専門学校の高学年在籍者については、大学並みに貸与額を改定増額しました。

なお、日本育英会による事業総額は、前年度比九億三千百万円余増の百七十四億四千八百万円、奨学生総数は前年度比二千八千人増の三十一万二千八百八十八人余となります。

重点事項の第四は、三八ページの私学の振興であります。

来年度においては、新規に私立学校の教職員の退職手当制度の実態調査の実施を加えて引き続き(1)私立学校に対する振興方策のための検討を行なうほか、各級の助成措置の拡充改善を行なうこととしております。

まず、(2)私立学校振興会貸し付け金の拡大を貸し付け条件の改善につぎましては、政府出資金十五億円、財政投融資資金からの融資二百三十億

円、自己調達資金九十五億円、合計三百四十億円と、前年度同様の貸し付け資金となります。明年度は一般施設費の融資率を引き上げるとともに、大学院施設をその対象に加え、また低利の経営費の貸し付けワックを五十億円と大幅に増額されました。

(3)私立大学等教育研究費補助の推進につぎましては、設備、図書以外に教育研究用の光熱水料にまで助成の範囲を拡大することとして、三十三億円と一〇〇%の増額を見、(4)私立大学理科等教育設備、(5)私立大学研究設備についての補助も合わせて四十八億円となります。

このほか、(6)私立学校教職員共済組合補助につぎまして、その長期給付事業百分の十六の補助は変わりませんが、昭和四十四年十一月から実施を予定されている旧法期間の給付額の改善等に必要経費を補助の対象に含めております。

重要事項の第五は、四〇ページの学術の振興であります。

まず(1)研究費の拡充では、科学研究費補助金を大幅に増額し、前年度比十億円増の六十億円を計上いたしました。

(2)重要基礎研究の推進では、第十一次南極地域観測について八億七千万円、科学衛星及びロケット観測については三十億二千万円、加速器に関する基礎研究については一億七千万円等の所要経費を計上いたしております。

なお、(3)在外研究員等の派遣についても、引き続きその増員をはかりました。

また、地方社会教育活動の充実に資するため、指導者の派遣、社会教育主事講習の実施等、指導者の養成確保に必要な経費を計上し、新たに四二ページの国立第七、第八青年の家を設置するほか、都市青年の家等、公立の青少年教育関係施設に対する助成を行ない、また四三ページの昭和四十六年八月実施予定の第十三回ボイスカウト世界ジャンボリーの準備に対する援助費等を含め、青少年団体活動の助成を拡充する等の措置を講じております。

なお、公民館、図書館、博物館等の施設設備の整備、大学開放講座の拡充等をはかっております。

このほか、引き続き教育放送番組の内容の改善、都道府県ライブラリーの充実等による視聴覚面及び教育の推進方をはかることといたしました。

重要事項の第七は、四五ページの芸術文化の振興と文化財保護の推進であります。

昨年新たに文化庁が発足し、文化行政の推進をはかるための体制が整備されました。文化庁の来年度予算は五十五億九千二百七十七万円です。

まず(1)芸術文化の向上普及につぎましては、芸術祭の刷新充実をはかるため、新しい計画に基づきその充実をはかるほか、特に地方芸術文化の振興に重点を置いて、地方芸術文化の振興策を研究協議し、各都道府県主催の芸術文化行事を助成し、地方巡回美術展を開催する等、関係経費の増額をはかりました。

また芸術関係団体に対する助成措置の拡充を行なうとともに、国立美術館、博物館等の整備、フィルムセンターの設置及び公立文化施設整備の補助の充実をはかることといたしました。

次に、四七ページの(2)文化財保護の推進につぎましては、文化財の保存修理補助について六億六千八百万円、防災施設、環境保全等の補助について五億二千二百万円計上し、一その充実をすることといたしておりますが、特に最近の国土開発の急速な進展に伴い、史跡等の買い上げ五億六千三百万円及び環境整備九千七百七十万円と、それぞれ必要な補助を拡充いたしました。

なお、無形文化財の保存活用等につぎましては、わさの維持向上、及び後継者の養成のための助成、伝承者の養成の助成、技術記録作成、資料の買い上げ等、引き続き必要経費を計上いたしております。

重要事項の第八は、四九ページの体育・スポーツの振興であります。

来年度予算では体育・スポーツの普及奨励に力点を置き、水泳プールは前年度比百カ所の増で七百五十カ所を見、従前からの体育館、運動場、柔剣道場のほか、大型柔剣道場二カ所、及び野外活動施設の三カ所等整備促進するとともに、五十ページのスポーツテストの普及、スポーツ教室等の実施、スポーツ団体・行事の助成、指導者養成等を行ないました。

他方、国際的行事としては五二ページの各種国際的交歓事業の実施を拡充するほか、五三ページの昭和四十七年二月実施予定の札幌オリンピックの冬季大会の実施のための諸施設の整備、選手育成強化対策の推進等の準備経費二十六億七千万円を計上いたしております。

重要事項の第九は、五四ページの国際交流の推進と教育援助の拡大であります。

まず、五四ページの国際外国人留学生の人員を五十七人増加いたしますと同時に、外国人留学生のための教育機関として日本語学校を開校することとし、その準備に着手いたします。

次に、五五ページの国際学術文化の交流を促進するため、引き続き教授、研究者の招致、派遣等その交流を推進するとともに、新たにスイス、西ドイツにおいて日本古美術の海外展を実施いたします。

また、五六ページのアジア、アフリカ諸国から

教育指導者五人を招致し、またわが国からはこれらの諸国に理科教育、農業教育の指導者五人の派遣を実施するほか、前年度に引き続きアジア諸国への留學生の派遣を行なうために必要な経費を計上いたしております。

五七ページのユネスコの国際協力につきましては、都道府県エネスコ活動指導者研修会、関係団体の助成等国内エネスコ活動の推進をはかるとともに、アジア諸国の出版専門家の養成、ユネスコ本部との共同事業によるアジア地域プログラム学習ワークショップ、アジア地域農業教員ワークショップの開催等、事業の拡充をはかりました。

このほか、沖縄の教育に対する協力援助費六十三億六千七百万円は、別途総理府所管として計上されております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長(久保勲一君) 以上で国務大臣及び政府委員の説明は終わりました。

この際、小林君から発言を求められておりますので、これを許します。

○小林武君 いずれこれらの問題については、長期間にわたって御質問申し上げる機会があると思うのですけれども、当面した一、二の問題について文部大臣に質疑というよりか要請を申し上げておきたいと思ひます。

一つは、文部大臣もおっしゃっていますが、当面の異常な大学の状態を正常化すること、これは文部省の責任であるとか、政府がどうだとかという問題を離れて、それぞれの立場で、これはもう国民的なやはり課題であるということについてはだれもがこれを否定することはできないと思ひます。そういうことから考えますと、大学問題について文部省、政府においては、そういう形の取り扱いが必要じゃないか。文部大臣の御所見の中にも、大学の使命を果たすためにみずからの力、みずからの努力によらなければならぬと言っておることは、これは私は大学の自治という立場からいって、きわめて妥当なことだと思ひます。その御意見に従って、それぞれ先ほど来申し上げた

ように、協力しなければならぬと考えるわけですから、そこで中央教育審議会にいま諮問しているわけですから、この諮問の結果、従来でありますというところ、答申が出る、待っていたというようにして文部省で早急に案を立てられる。そういう何と言いますか、手続の中に、考えようによつては、文部省の提案があつて、それを大體中教審が賛成をして、まあいわば原案の承認をしたような形に從來はなつてゐるのではないかと考へ方を一つわれわれは持つてゐるわけですから、今回の場合は、やはりそういうことはこれは適当じゃない。ものがものだ。私は自民党の一、二の大学関係の問題を調査してゐる方にも申し上げたのですけれども、中教審というよりなもの、いまの場合、なかなか御苦勞さんであるし、また非常に努力なされてゐることも認めますけれども、的確にこれをつかむということ、あるいはいろいろな面からのかみ方ということになると、多少片寄つてゐると言つても私はよろしいと思ひます。ですから、この問題の答申が出ましたら、文部省としてこれを取り扱ふが、従来とは違つて、今度の大学の問題の重要性にかんがみて、この処理にあつて何か新たなやり方考へ方で、少なくとも事を急いで、押しつけられたというよりな感じとか、あるいはどうも適当にやられたというよりな感じをそれぞれの立場にある者に持たせないような措置がでなければならぬことなんです。そういうことを、坂田文部大臣はその面については見識の深い方であつたらしく、ひとつ新たな気持ちでこの問題にあつてもらいたいと思ひます。

実は前の文部大臣の離任さんにも言つたと思ひますが、私は中教審の意見がどのようによつて各委員から述べられたかということについても、全体に公開してもらえないかということも申し上げたわけでありまして、そのことについてはいろいろございまして、けれども、中教審の委員の方々の了解もなしにできないから、まず了解をとつておくから、そのあとにしてみたいというよりなあれをいいたいて、しかし、まあその後私はそれを調べる機会がないわけですから、大学問題などというものは、中教審はこう考へてゐる、各人もそれぞれ責任を持つておつてゐるのだらうから、そういう面について、もっとガラス張りをやつていただいて、みんながこれについて討論をして、こういう状態を起したことを悲しむべき状態だと思ふのですが、二度三度起こすというよりなことじゃ、さらにこれがもっと深刻になつて、これは扱いよくなければならぬか容易なことじゃないと思つてゐるわけですから、でありますから、この点ひとつ大臣に御要望申し上げておきますから、また何かいまここで御意見があつたらお聞かせいただきたいということ、もう一つは、これはほんとに事務的な話ですけれども、ただいま大臣の御説明の中にも、沖縄の教育の問題についての援助についてのあれがございましたが、これはやはり文教委員会にこの内容はお知らせしていただいて、われわれもまた委員会は違つても、沖縄どうなつてゐるのだということについて、やはり両方で相談することとか、あるいは大臣にお願いすることとかということがあつてしかるべきだと思ひますが、その点ひとつぜひやっていただきたい、こう思ひます。以上二点です。

○国務大臣(坂田道太君) 前段のお話でございまして、小林さんのおっしゃることは私も同感するところが実は多いわけでございます。したがひまして、ただいま運営の方法を若干私なりに考へまして、お願いをしてゐる。また会長の森戸先生もそういうようなお気持ちでやつておられるわけでございますが、たとえば二、三日前でございまして、会長招待という形で、まああれわれであります。チャリングの一種だと思ひますけれども、若手の方々、たとえば東大の助教の方、あるいは評議院でも若手の方、これら四人をお迎えして、そして一日その御意見を聞かれた。そしてそのことについて多少新聞に

も出ておつたと思ひますけれども、そういうふうな、がちつと固めてしまつておつては抜きさしなれない形でなくて、私は衆議院、参議院の本会議あるいは予算委員会等を通じて申し上げておりますように、大学問題というのは単に学生だけの問題ではない。またそれを受けとめてゐる大学の教授だけの問題ではない。二十年間の民主主義の、いわば弱点というものが集約されてゐるといふふうにも見れるという意味から、紛争の中のいわば関係だけによつて将来の基本的問題に融れるような問題を定着させようということは好ましくないのじゃないか。したがつて、十分これは各党においてもお考えをいただきたい。また国民の方々もそれぞれの立場においてお考えをいただきたい。また、われわれ文部省も謙虚にその御意見に耳を傾けていかなければいけない。同時に、中教審自身においてもそのような運営ということをお考へいただきたいということをお考へ申し上げてゐるわけでございます。今後、御趣旨を十分考へまして、しかしながら現在の制度の中にあるわけでございますから、どういふ具体的な形に出でまゐりますかわかりませんが、とにかくそういう気持ちを持つてゐるということとをひとつ御了承をいただきたいというふうに思ひます。(出てからどういふふうにするのか。)と呼ぶ者あり)いやいや、そこまではつはつきりおっしゃらないでいただきたいと思ひます。

それから第二番目の後段のお話でございますが、これは仰せのとおりだと思ひますので、いづれ資料を御提出申し上げて御審議をわづらわしたい、かように考へる次第であります。

○委員長(久保勲一君) 本件に関する質疑は後日に譲りたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

一月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、教育制度の改定に関する請願(第一九号)

理由

一、熊本県における果樹栽培面積は一万四千ヘクタール、生産量は十四万七千トンを超えており、果樹振興特別措置法に基づく長期計画達成年度の昭和五十一年度には全国的生産は、四百二十四万トンと見込まれ、深刻な生産過剰の事態が憂慮される。

二、みかんは国民健康に欠かせないビタミンを多量に含有し、次代を背負う児童の体位向上のため必要欠くべからざる栄養源である。

第二七七号 昭和四十四年一月二十二日受理

靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願（一通）

請願者 京都府宮津市字大久保 栗村隆雄

外九十九名
紹介議員 野上 元君

自民党が提出しようとしている「靖国神社国家護持」法案が成立しないことを切望する。

理由

本法案は、信教の自由等を侵害し、国家神道と軍国主義を再建するものである上に、宗教法人を没収するものであり、さらに民主、自由、権利、平和を否定するものである。

第二七八号 昭和四十四年一月二十二日受理

靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願（一通）

請願者 山口県下関市幡生本町三七ノ一七
川島祝外五十四名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第二七九号 昭和四十四年一月二十二日受理

靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願（一通）

請願者 京都府綾部市青野町 岩佐真美外
六十二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三〇〇号 昭和四十四年一月二十三日受理

靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 京都府綾部市明知町 堀口策造外
三十三名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三〇一号 昭和四十四年一月二十三日受理

靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 京都府乙訓郡大山崎町円明寺殿山
一ノ二五 渋谷喜代子外三十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三〇二号 昭和四十四年一月二十三日受理

靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願（一通）

請願者 徳島県海部郡日和佐町 吉本実子
外九十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三〇三号 昭和四十四年一月二十三日受理

靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願（一通）

請願者 大阪府寝屋川市太秦九〇ノ三 吉
延陽治外七十八名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三〇四号 昭和四十四年一月二十三日受理

靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願（一通）

請願者 兵庫県氷上郡市島町 青木美加江
外八十六名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第二八〇号 昭和四十四年一月二十二日受理

靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

請願者 札幌市白石町中央三九 築田京外
百二十四名

紹介議員 足鹿 覺君

「靖国神社国家護持」の立法化は、これを行わないよりよい。私たちは、戦争犠牲者を記念するために、日本国憲法に違反しない方法で、国家が記念行事を行なうことができるような国立記念堂の建設を切望する。

理由

一、靖国神社の国家護持を実現しようとする動きがあるが、これは日本国憲法に保障された「信教の自由」と「公金使用の制限」に違反し、「政教分離」の原則をおかす。

二、「信教の自由」がおかされると、ふたたび国民の思想が統制され、自由と人権が侵害されることになる。

三、靖国神社を国家護持することになると、国家神道を復活し、戦前のように、軍国主義その他の反動政策を押し進める拠点となる。

四、日本が、ふたたび戦死者をつくらず、戦争のためのあらゆる協力を拒否し、世界の平和と繁栄に貢献する決意と努力こそ、戦争犠牲者にむくいる第一の道である。

五、靖国神社の国家護持を、日本国憲法に違反しないて実現するために、靖国神社を宗教でなくすることは、とうてい不可能であるばかりでなく、宗教をばなはしく侮辱するものである。

また、そのために、「靖国神社は宗教でない」と

説明することはき弁であり、国民を欺くものである。

六、法律によつて特定の宗教を解散させることは、宗教に対する政治の重大な圧迫であり、民主主義を否定するファシズムへの道である。

第二八一号 昭和四十四年一月二十二日受理

靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願（二通）

請願者 広島県呉市見晴町一ノ二八 若
田ヨシエ外四百七名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八二号 昭和四十四年一月二十二日受理

靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願（二通）

請願者 広島県呉市広町字古新開一ノ一三
第三広寮内 高田秀文外四百七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八三号 昭和四十四年一月二十二日受理

靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願（二通）

請願者 佐賀県小城郡芦刈町大字浜板川七
六五 坂井春枝外四百二十五名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八四号 昭和四十四年一月二十二日受理

靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願（二通）

請願者 広島県安佐郡安古市町大町一、二
五五ノ二 佐々木純子外四百八名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八五号 昭和四十四年一月二十二日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 東京都港区六本木五ノ一六ノ五

青楓寮内 林田ひろみ外四百十二

名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八六号 昭和四十四年一月二十二日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 熊本市松尾町上松尾六〇ノ四 吉

村弘子外二百八十七名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八七号 昭和四十四年一月二十二日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 横浜市中区野毛町四ノ一七六 堀

井清兵衛外四百七名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八八号 昭和四十四年一月二十二日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 福岡市六本松三ノ一四ノ六 中村

次郎外四百七名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八九号 昭和四十四年一月二十二日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 大分市中春日町一〇ノ四 小野恒

芳外四百七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二九〇号 昭和四十四年一月二十二日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 広島市南三篠町一、三〇〇 広木

昭代外四百七名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二九一号 昭和四十四年一月二十二日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 広島県大竹市玖波町二ノ一五四

荒田節子外三百四十九名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇五号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(四通)

請願者 高知県高岡郡仁淀村森二、五〇三

片岡良諒外八百十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇六号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 佐賀県唐津市東唐津一ノ五ノ一五

有井安子外二百三名

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇七号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 広島県高田郡甲田町上甲立 森原

時之外四百七名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇八号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 大阪府西淀川区出来島公園住宅

一〇二 浜口節子外四百七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇九号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 愛媛県松山市岩崎町二ノ二一六

三好徳行外四百六名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一〇号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 広島市丹那町二ノ三七 黒住静

之外四百七名

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一二号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 愛知県瀬戸市西本町二ノ三二 村

井多津外五百十五名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一二号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 東京都中野区白鷺二ノ一七ノ三和

田方 西岡静子外二百七十六名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一三号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 熊本県下益城郡松橋町森八五八

沢木ミチヲ外四百七名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一四号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 福岡市長住七ノ三〇ノ一 西田一

弘外四百七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一五号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 東京都杉並区天沼三ノ一七ノ三

竹光桂子外四百七名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一六号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 福岡市小笹町 平野マチ子外四百七名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一七号 昭和四十四年一月二十三日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 神戸市東灘区御幸通二ノ一〇 森純宏外四百七名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五八号 昭和四十四年一月二十五日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願

(一通)

請願者 神戸市長田区池田寺町四二 森田信充外二百三名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二八号 昭和四十四年一月二十三日受理

義務教育の条件改善に関する請願

請願者 宮崎市橘通東二丁目宮崎県議会議事堂

紹介議員 長 川越石男

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の抜本的改善等の措置を促進されたい。また、義務教育費国庫負担法第二条但書に基づく政令を撤廃して、国庫負担率を実員の二分の一とするよう改められたい。

理由

一、現行の学級編制及び教職員定数に関する改善措置は昭和四十三年度に終了することになっているが、過疎現象の著しい県にあつては、複式学級が増大し、免許外の教科担当が統出し、また養護教諭、事務職員の配置が実情に即していないため、不利となる点が少なくない。
二、前記政令に規定する数以上の実員については全額県費負担となつてゐるが、自主財源の貧困な県の場合、これではゆき届いた教育をするための定員配置ができない。

二月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願(第三七七号)(第三七八号)(第三七九号)(第四〇六号)(第四〇七号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)(第四一一号)(第四一二号)(第四一三号)

一、「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願(第三八〇号)(第三八一号)(第三八二号)(第三八三号)(第三八四号)(第三八五号)(第三八六号)(第三八七号)(第三八八号)(第三八九号)(第三九〇号)(第三九一号)(第三九二号)(第三九三号)(第三九四号)(第三九五号)(第三九六号)(第三九七号)(第四〇三号)(第四一四号)(第四一五号)(第四一六号)(第四二二号)

一、靖国神社国家護持立法化反対に関する請願(第四一七号)
一、靖国神社国家護持立法化反対に関する請願(第四一七号)
一、靖国神社国家護持立法化反対に関する請願(第四一七号)

第三七七号 昭和四十四年一月二十七日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町宇田 中川繁蔵外八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三七八号 昭和四十四年一月二十七日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 東京都文京区白山四ノ一四ノ一五 東京保育女子学院寮内 下田富美子外四十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三七九号 昭和四十四年一月二十七日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 群馬県渋川市下郷一、三八五ノ一 若尾小枝子外四十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第四〇六号 昭和四十四年一月二十八日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨上川原町五ノ二 内藤道子外百五十七名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第四〇七号 昭和四十四年一月二十八日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府吹田市大字東三四五 中島智枝子外三百七十四名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第四〇八号 昭和四十四年一月二十八日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県尼崎市東園田町五ノ三三ノ一 寺島久慈外四百九十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第四〇九号 昭和四十四年一月二十八日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 京都市左京区上高野石田町六 川口薫外百十四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第四一〇号 昭和四十四年一月二十八日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府寝屋川市美井元町 佐藤守外三百四十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第四一一号 昭和四十四年一月二十八日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 京都市下京区梅小路東中町六三 法山知己外百五十五名

紹介議員 徳園 哲夫君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第四一二号 昭和四十四年一月二十八日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願(二通)

請願者 京都市左京区下鴨夢倉町二一 広野則子外三百六十九名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第四一三号 昭和四十四年一月二十八日受理

「靖国神社国家護持」立法化反対に関する請願

請願者 富山市安住町 牛島清太郎外百七十五名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二七七号と同じである。

第三八〇号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 東京都千代田区九段南三ノ七ノ九
村西方 永井定訓外百九十九名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八一号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
(一通)
請願者 香川県坂出市元町二ノ四ノ一〇
米谷紀男外三百四十八名
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八二号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
(四通)
請願者 広島市宇品町九ノ二八九豊島方
上原敏子外八百十五名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八三号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市東富松字フケ八八五
ノ八 藤本邦子外二百三名
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八四号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 大阪府南区上沙町一ノ四〇 田村
四春外二百三名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八五号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
(二通)
請願者 佐賀県鳥栖市幸津町一、二二一
豊増哲也外四百十二名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八六号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 福岡市箱崎阿多町二、五三〇三
島莊内 大谷美知子外二百三名
紹介議員 龜田 得治君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八七号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 大阪府北河内郡四條畷町南野一、
三七九 内田喜久男外二百三名
紹介議員 木村禮八郎君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八八号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 長崎県佐世保市須佐町一五ノ一六
ノ一八 光吉雅之外二百九名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三八九号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 静岡県掛川市掛川一、三九四 福
田新吉外二百三名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三九〇号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 大阪府豊中市桜の町二ノ四〇 高
橋光造外二百三名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三九一号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 静岡県熱海市西山七四九 今城格
外二百三名
紹介議員 松井 誠君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三九二号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 東京都練馬区栄町五 長窪正寛外
二百三名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三九三号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 福岡市姪浜町砲台九組 高橋健一
郎外二百三名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三九四号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
(一通)
請願者 福岡市西新百道本町一一 森園文
夫外四百七名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三九五号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 大阪府松原市清水町二二八 尾崎
辰升外二百三名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三九六号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 愛知県知多郡大府町ガンジ山三
八 菅野正澄外百九十四名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三九七号 昭和四十四年一月二十七日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 神奈川県川崎市堀の内九ノ一八
久保田功外二百一十一名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四〇〇号 昭和四十四年一月二十八日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 神戸市長田区片山町五ノ五六 新
田義雄外七十六名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四一四号 昭和四十四年一月二十八日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 京都市上京区丸太町千本東入上
ル 三林和枝外三百三十五名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四一五号 昭和四十四年一月二十八日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 京都市上京区六軒町通今出川下
ル 田巻哲也外百八十八名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四一六号 昭和四十四年一月二十八日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 京都市左京区岡崎西天王町 岩間
邦夫外二百九十四名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四一七号 昭和四十四年一月二十九日受理
「靖国神社国家護持」立法化反対等に関する請願
請願者 東京都北多摩郡久留米町ひばりヶ
丘団地二ノ二 小峯節子外五十
九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四一七号 昭和四十四年一月二十八日受理
靖国神社国家護持立法化反対に関する請願
請願者 神奈川県川崎市登戸一、二七四
佐々木千代松外三百八十七名
紹介議員 横川 正市君
靖国神社の国家護持をめざす「靖国神社法案」には反
対であるから、同法案の成立を必ず阻止された

い。

理 由

一、靖国神社を国の管理のもとにおくことは、い
かなる名目をつけようと、国が宗教活動をおこ
なうことであり、憲法第十九条が保障する国民
の「思想・良心の自由をおかし、憲法第二十
九条の公の財産の支出又は利用の制限」に違反す
る。

二、靖国神社は、戦前には「特功隊の精神基地」と
されたものであり、いまその国家護持を図るねら
いが、憲法違反の自衛隊の海外派兵、徴兵制復
活の思想的根柢とならしめることは明らかであ
る。また、同法案は、学校教育の場に宗教儀式
をもちこみ、「国防意識」の高揚を図ろうとする
もので明らかに日本憲法の前文と第九条の平和
主義の原則に反する。

三、憲法の平和的、民主的条項の完全実施を図る
ことこそ、天皇の名において侵略戦争にかりた
てられて犠牲になつた人々に、真にむくいる道
である。

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を
託された。

案

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案
国立学校設置法の一部を改正する等の法律
(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百
五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表三重大学の項中「教育学部」
を「教育学部」に改める。

第三条の二第二項中「大阪大学」を「大阪外国
語大学」に改める。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年
法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項の表中茨城大学養護教諭養成所
の項の次に次のように加える。

千葉大学 養護教諭 養成所	千葉県	千葉 大学
---------------------	-----	----------

(国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措
置法の廃止)

第三条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨
時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)は、廃
止する。

附 則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行
する。

2 (国立工業教員養成所の存続に関する経過措置)
国立工業教員養成所は、この法律の施行の際
現在当該養成所に在学する者があつたときは、第
三条の規定にかかわらず、その者が当該養成所
に在学しなくなる日までの間、存続するものと
する。

3 (国立工業教員養成所の授業料等の免除等に関
する経過措置)
この法律の施行の際現に国立工業教員養成所
に在学する者又はすでにこれを卒業した者の当
該養成所における授業料その他の費用の免除及
びその徴収の猶予については、なお従前の例に
よる。

4 (国立工業教員養成所の卒業者の大学への編入
学に関する経過措置)
国立工業教員養成所を卒業した者の大学への
編入学については、なお従前の例による。

5 (日本育英会法の一部改正)
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一
部を次のように改正する。

第三十六条ノ三を削る。

6 この法律の施行の際現に国立工業教員養成所
に在学する者又はすでにこれを卒業した者で、
この法律の施行前の日本育英会との貸与契約に
より学資の貸与を受けたものに係る貸与金の返
還免除については、なお従前の例による。

7 (教育公務員特例法の一部改正)
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)
の一部を次のように改正する。
目次中「第三十四条」を「第三十三」に改め
る。

8 (教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)
附則第二項の規定によりなお存続する国立工
業教員養成所の所長、教授、助教授及び助手の
身分取扱については、なお従前の例による。

9 (文部省設置法の一部改正)
文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六
号)の一部を次のように改正する。
第十六条中「国立養護教諭養成所設置法(昭
和四十年法律第十六号)及び国立工業教員養成
所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年
法律第八十七号)」を「及び国立養護教諭養成所
設置法(昭和四十年法律第十六号)」に改める。

10 (教育職員免許法の一部改正)
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十
七号)の一部を次のように改正する。
附則第十項中「国立工業教員養成所の設置等
に関する臨時措置法」を「旧国立工業教員養成所
の設置等に関する臨時措置法」に改める。

11 (国立学校特別会計法の一部改正)
国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五
十五号)の一部を次のように改正する。
第一条中「国立学校」を「国立学校及び」に改
め、「及び国立工業教員養成所の設置等」に関す
る臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第
三条第一項に規定する国立工業教員養成所」を

削る。

附則中第十項以下を一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十一項の規定による第一条の規定の改正後同法附則第二項の規定によりなお存続する国立工業教員養成所に係る経理については、なお従前の例による。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

第三条第二項ただし書を削り、同項の表の小学校の項中

学級 二十五人
学級 十五人

中学校の項中 「二以上の学年の生徒で編制する学級」を「二以上の学年の児童で編制する学級」に改め、同表の

制する学級 十五人
制する学級 十三人

育諸学校に、「十人」を「八人(文部大臣が定める心身の故障を二以上あわせ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、五人)」に改める。

第五条中「市町村の教育委員会」を「市(特別区を含む)町村の教育委員会」に改める。

第六条から第九条までを次のように改める。

(小中学校教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校に置くべき教職員の総数(以下「小中学校教職員定数」という。)は、次条から第九条までに

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特殊教育諸学校」に改め、「常時勤務の者に限る」の下に「第七条において同じ」を、「事務職員をいう」の下に「第九条及び第十四条において同じ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法に規定する盲学校、聾学校又は養護学校で小学部又は中学部を置くものをいう。

「二以上五以下の学年の児童で編制するすべての学年の児童で編制する学級」を「二以上の学年の児童で編制する学級」に改め、同表の

学級 二十五人
学級 十五人

中学校の項中 「二以上の学年の生徒で編制する学級」を「二以上の学年の児童で編制する学級」に改め、同表の

制する学級 十五人
制する学級 十三人

育諸学校に、「十人」を「八人(文部大臣が定める心身の故障を二以上あわせ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあつては、五人)」に改める。

規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類の区分ごとの総数を定めなければならない。

第七条 校長、教諭、助教諭及び講師(第十一条において「校長及び教諭等」という。)の数は、次

に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 六学級以上の小学校の数を一を乗じて得た数と中学校の数を一を乗じて得た数との合計数

二 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

学校の種類	学	校	規	模	乗	ず	る	数
小 学 校	一学級の学校				二	・	〇	〇
	二学級から四学級までの学校				一	・	五	〇
	五学級の学校				一	・	四	〇
	六学級から十八学級までの学校				一	・	一	七
中 学 校	十九学級から二十四学級までの学校				一	・	一	四
	二十五学級から三十学級までの学校				一	・	一	三
	三十一学級から三十六学級までの学校				一	・	一	二
	三十七学級以上の学校				一	・	一	〇
中 学 校	三学級以下の学校				二	・	〇	〇
	四学級から十一学級までの学校				一	・	六	〇
	十二学級から二十三学級までの学校				一	・	五	三
	二十四学級から三十五学級までの学校				一	・	五	〇
中 学 校	三十六学級以上の学校				一	・	四	七
					一	・	四	七

三 十八学級以上の中学校の数を一を乗じて得た数

四 一年を通じて児童又は生徒を寄宿させる寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第八条 養護教諭及び養護助教諭(第十二条において「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 小学校の児童総数に八百五十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以上この号において同じ。)と中学校の生徒総数に千五十分の一を乗じて得た数との合計数

二 へき地学校(へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二条に規定するへき地学校をいう。次条第四号において同じ。)の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第九条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 児童数が三百五十人以上の小中学校の数を一を乗じて得た数と生徒数が二百五十人以上の中学校の数を一を乗じて得た数との合計数

二 三十学級以上の小学校の数を一を乗じて得た数と二十四学級以上の中学校の数を一を乗じて得た数との合計数

三 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者の児童又は生徒の数が著しく多い小学校又は中学校で政令で

定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数

四へき地学校の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数
第十二条を第十九条とし、第十一条を第十八条とし、第十条中「第六条から第八条までの規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数」を「第六条及び第十条の規定による小中学校教職員定数」に改め、「各号」を削り、同条を第十七条とし、同条の前に次の七条を加える。

(特殊教育諸学校教職員定数の標準)

第十条 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「特殊教育諸学校教職員定数」という。)は、次条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第十一条 校長及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数
二 次条の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	一学級の部	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの部	一・五〇〇
	五学級の部	一・四〇〇
	六学級から十八学級までの部	一・一七〇
	十九学級から二十四学級までの部	一・一四五
中学部	二十五学級以上の部	一・一三三
	三学級以下の部	二・〇〇〇
	四学級から十一学級までの部	一・六六〇
	十二学級から二十三学級までの部	一・五三〇
養護学校	肢体不自由者である児童又は生徒を教育する学校にあつては、	一・五〇〇
	精神薄弱者である児童又は生徒を教育する学校にあつては、	三

三 次条の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

四 寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数

第十二条 養護教諭等の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十三条 寮母の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに、次に定めるところにより算定した数の合計数(その数が七に達しない場合にあつては、七)を合計した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒(肢体不自由者である児童及び生徒を除く。)の数の合計数に五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に四分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

第十四条 事務職員の数は、特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。
(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

一 当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすることその他の政令で定める特別の事情がある場合

二 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていることその他の政令で定める特別の事情がある場合
(分校等についての適用)

第十六条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定の適用については、本校及び

分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行なっている場合には、統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成するまでは、第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校とみなす。

附則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。
(施行期日)

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の義務教育諸学校の学級編制については、昭和四十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新法」という。)第三条の規定(同条第二項中同年の児童又は生徒で編制する学級(当該児童又は生徒を一の学級に編制する場合を除く。))についての標準に係るものを除く。以下この項において同じ。にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 新法第六条に規定する小中学校教職員定数又は新法第十条に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、昭和四十八年三月三十一日(政令で定める特別の事情がある都道府県の小中学校教職員定数の標準については、昭和五十年三月三十一日)までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。
(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定

数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律の一部改正)
4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第四九〇号)

一、司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(第五〇〇号)(第五〇一号)(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)(第五一三号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二一号)(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三四号)(第五三五号)(第五三六号)

第四九〇号 昭和四十四年二月三日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 山梨県甲府市緑が丘一、五九一甲府市立北中学校内山梨県立学校図書館協議会事務局内 勝村六郎外一名

紹介議員 吉江 勝保君

学校図書法を改正し、左記事項の実現を図りたい。

一、司書教諭を即時発令すること。

学校図書法第五条の定めによる司書教諭を、附則第二項を削除して発令するとともに、司書教諭養成上の不備を改めること。

二、学校司書の制度を法制化すること。

学校司書という専門的な職制を法制化し、学校図書館に勤務する事務職員の身分の確立と安定を図ること。

理由

一、学校図書館は、日本の教育を内面から刷新熱成させる大きな要因として、その重要な使命と役割を果たしているにもかかわらず、当局は、今日まで学校図書館を運営する人員を一人も配置しないで放置している。

二、したがって、学校の現場においては、学級を担任し、教科を担当し、教科外活動を指導し、さらに分掌校務を処理しながら担当教諭が学校図書館の運営にあたっているため、過重勤務となり、やむなく、補助者としてPTAその他の援助をえて学校司書を採用するなど管理、運営に苦心してきた。

三、この実情に対し、即時改善措置を講ずるようくりかえし要望してきたが、十数年間放置されたまま、なら根本的な解決をみず今日に至っており、しんぼうもはや限界にきている。

第五〇〇号 昭和四十四年二月三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 栃木県鹿沼市横山町八二鹿沼市立北押原小学校内上都賀地区小学校教育研究会図書館部会内 大塚孟外一名

紹介議員 田村 賢作君

学校図書法を改正し、左記事項の実現を図りたい。

一、司書教諭をなるべくすみやかに発令すること。

学校図書法第五条の定めによる司書教諭を、附則第二項を削除して発令するとともに、司書教諭養成上の不備を改めること。

二、学校司書の制度を法制化すること。

学校司書という専門的な職制を法制化し、学校図書館に勤務する事務職員の身分の確立と安定を図ること。

理由
一、学校図書館は、日本の教育を内面から刷新熱

成させる大きな要因として、その重要な使命と役割を果たしているにもかかわらず、当局は、今日まで学校図書館を運営する人員を一人も配置しないで放置している。

二、したがって、学校の現場においては、学級を担任し、教科を担当し、教科外活動を指導し、さらに分掌校務を処理しながら担当教諭が学校図書館の運営にあたっているため、過重勤務となり、やむなく、補助者としてPTAその他の援助をえて学校司書を採用するなど管理、運営に苦心してきた。

三、この実情に対し、なるべくすみやかに改善措置を講ずるようくりかえし要望してきたが、十数年間放置されたまま、なら根本的な解決をみず今日に至っており、しんぼうもはや限界にきている。

第五〇一号 昭和四十四年二月三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 山口県防府市右田高井市立右田中学校内山口県学校図書館協議会内 皆元正造

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五〇二号 昭和四十四年二月三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(五通)

請願者 札幌市新琴似五条一ノ五三札幌市立光陽小学校内北海道学校図書館協議会事務局内 蒲田順一外四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

請願者

栃木県宇都宮市今泉町宇都宮市立錦小学校内栃木県学校図書館協議会内 浜野衛 船田 謙君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五〇四号 昭和四十四年二月三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(五通)

請願者 山口県防府市右田高井市立右田中学校内山口県学校図書館協議会事務局内 江山勝外四名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五〇五号 昭和四十四年二月三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 神奈川県川崎市細山八七 石田茂 吉外一名

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五〇六号 昭和四十四年二月三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(四通)

請願者 岐阜県高山市桐生町七市立北小学校内岐阜県学校図書館協議会高山支部内 小谷一雄外三名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

請願者

第五一二号 昭和四十四年二月三日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡宇美町宇美四、六二
六 林英敏
紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五一五号 昭和四十四年二月四日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(二通)

請願者 東京都品川区豊町一ノ二ノ二一
二 堀部関光男外一名
紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五二六号 昭和四十四年二月四日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(四通)

請願者 広島県大竹市白石一ノ三県立大竹
高等学校内広島県学校図書協議
会事務局内 村本照三外三名
紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五四二号 昭和四十四年二月六日受理
司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(三通)

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘一ノ一四ノ
二香里ヶ丘住宅一ノ四〇三 若
林秀昭外二名
紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第五三六号 昭和四十四年二月五日受理
靖国神社国家護持法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区神田須田町一ノ八
都ビル内靖国法完徹国民運動本部
内 徳川義親
紹介議員 吉江 勝保君

靖国の英霊が真に鎮座できるより確実に規定した
法案を上程、議決されたい。

理由

一、伝統ある日本国の存続を肯定する限り、国家
の犠牲者を国が奉ずることは民族精神から理
の当然である。

二、靖国神社に関する限り、これを一般宗教法人
と同列に取扱うこと自体に法理上疑義がある。

何故ならば、宗教一般の普遍的通念としての信
仰帰依の対象なく、何等の教義を有せず、布教
することなく、もちろん、個人の救済を企図す
るものでもない。しかも、その祭神はすべて国
家の犠牲者であり、あらゆる宗教の信仰者を含
み、それが無差別超然と奉じられているのであ
るから、これを一般宗教の定義概念に適合させ
るのとは不可能で、特殊法人とするのが当然であ
る。従つて、現憲法に抵触しないことは論議の
余地がない。

三、功績者、有徳の士を敬慕し、没後も崇敬し、
カミとしてその霊を社に奉じし、永く遺徳をし
のび、さらに、後世に伝えることは日本民族伝
統の美しい遺風である。

四、靖国神社は明治天皇の御聖旨により、天皇み
ずから国民とともに、国事に散つた英霊に敬礼
されるというわしくも敬けんな道義のおほ
しめしで奉じられたものであり、靖国神社の国
家護持こそは、日本国家道義の基本を顯示する
ものである。

五、国家護持の名においてする英霊不在の形式的
法案は絶対に排撃されねばならない。それは、
唯物論的思考に基づく偽まんに外ならず、また、
日本国の特性を形成する核心ともいふべき日本
国霊柱の否定を意味し、日本国の本質的破壊に
通ずる。

六、戦前の日本は国民皆兵であり、戦死者の靖国
神社奉じは国家の国民に対する誓約にも等し
く、国民奉じての決定的約束ごとであり不動の
普遍的信念であつた。従つて、これをうらぎる
ことは英霊への冒とくであり、国家の背信行為

である。唯物論的思想の風びによる道義の類廃
が嘆かれる現今、この国家背信行為の是正は根
本的、絶対的重要事である。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、昭和四十四年度における私立学校教職員共
済組合法の規定による年金の額の改定に関する
法律案

昭和四十四年度における私立学校教職員共済法
組合法の規定による年金の額の改定に関する律
案

昭和四十四年度における私立学校教職員共済
組合法の規定による年金の額の改定に関する律
案

(旧法の規定による年金の額の改定)

第一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改
正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以
下「法律第四百十号」という。)による改正前の私
立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第
二百四十五号。以下「旧法」という。)の退職(死
亡を含む。以下同じ)をした組合員に係る旧法
の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金
については、昭和四十四年十一月分以後、その
額を、これらの年金の基礎となつた組合員であ
つた期間の各月における標準給与の月額に、別
表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の
下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて得た額を基礎
として、附則第二項の規定による改正後の法律
第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平
均標準給与の仮定年額の算定の例により算定し
た額の十二分の一に相当する金額(その額が十
一万円をこえるときは、十一万円)を平均標準
給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算
定した額に改定する。

2

前項の規定により年金額を改定した場合にお

いて、改定後の年金額が従前の年金額より少な
いときは、従前の年金額をもつて改定年金額と
する。

(新法の規定による年金の額の改定)

第二条 法律第四百十号による改正後の私立学校
教職員共済組合法(以下「新法」という。)の退職
をした組合員に係る新法の規定による退職年
金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金(法
律第四百十号附則第十六項の規定に基づく政令
の規定によりこれらの年金とみなされる年金を
含む。)で、昭和四十四年十月三十一日において
現に支給されているもの(これらの年金の基礎
となつた組合員であつた期間のうち昭和三十
九年九月以前の期間を含むものに限る。)につ
いては、昭和四十四年十一月分以後、その額を、こ
れらの年金の基礎となつた昭和三十九年九月以
前の組合員であつた期間の各月における標準給
与の月額に別表第一の上欄に掲げる期間の区分
に応じ同表の下欄に掲げる率をそれぞれ乗じて
得た額及び同年十月以後の組合員であつた期間
の各月における標準給与の月額を基礎として、
私立学校教職員共済組合法(以下「法」という。)
第二十三条の規定の例により算定した平均標準
給与の年額を平均標準給与の年額とみなし、法
又は附則第二項の規定による改正後の法律第百
四十号の規定を適用して算定した額に改定す
る。この場合において、法第二十三条第一項中
「十二倍に相当する額」とあるのは「十二倍に相
当する額(その額が百三十二万円をこえるとき
は、百三十二万円)」と、附則第二項の規定によ
る改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中
「百八十万円」とあるのは「百三十二万円」とす
る。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による年金
額の改定の場合について準用する。

(旧財団法人私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定)

第三条 私立学校教職員共済組合(以下「組合」と
いう。)が法附則第十一項の規定により権利義務
を承継したことにより支給すべき義務を負う旧

法附則第十一項の規定により支給すべき義務を負う旧

法附則第十一項の規定により支給すべき義務を負う旧

法附則第十一項の規定により支給すべき義務を負う旧

法附則第十一項の規定により支給すべき義務を負う旧

法附則第十一項の規定により支給すべき義務を負う旧

法附則第十一項の規定により支給すべき義務を負う旧

法附則第十一項の規定により支給すべき義務を負う旧

法附則第十一項の規定により支給すべき義務を負う旧

財団法人私学恩給財団（以下「恩給財団」といふ。）の年金及び旧法附則第二十項の規定により恩給財団における従前の例によることとされた年金については、昭和四十四年十一月分以後、その年金額を、その年金額にそれぞれ対応する別表第二の下欄に掲げる額に改定する。

（長期に職組組合員の退職年金等の最低保障に係る改定）

第四条 昭和四十四年九月三十日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合（法律第四百十号附則第六項の規定に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

- 一 退職年金又は廃疾年金 九万六千円
- 二 遺族年金 四万八千円

（端数計算）

第五条 第一条又は第二条の規定により年金額を改定する場合において、これらの規定により算出して得た年金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額をもつてこれらの規定による改定年金額とする。

（費用の助成）

第六条 第三条の規定による年金額の改定により増加する費用は、組合の負担とし、その費用については、私立学校振興会が、文部大臣の定めるところにより、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項第三号の助成を行なうものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十四年十一月一日から施行する。

ただし、第四条並びに附則第三項及び第五項から第八項までの規定は同年十月一日から、附則第四項の規定は公布の日から施行する。

（昭和三十六年法律第四百十号の一部改正）

2 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「平均標準給与の年額の六十分の一」を「平均標準給与の年額に、過去一定年間に於ける各月ごとの総組合員の標準給与の平均額を基礎とし、総組合員の給与に關するその他の諸事情を考慮し、更新組合員の平均標準給与の年額と最終標準給与の年額（給付事由が生じた日の属する月における標準給与の月額の十二倍に相当する額をいう。）との適正な調整を図ることを旨として、政令で定める率を乗じて得た金額（その額に一円に満たない端数を生じたときは、これを円に切り上げた金額とし、その額が百八十万円をこえるときは、百八十万円とする。以下「旧法の平均標準給与の仮定年額」という。）の六十分の一」に、「平均標準給与の年額の九十分の一」を「旧法の平均標準給与の仮定年額の九十分の一」に改め、同項第二号中「年金額」の下に「一・三二を乗じて得た金額」を加え、「四千円」を「五千三百円」に改める。

附則第九項第一号中「平均標準給与の年額」を「旧法の平均標準給与の仮定年額」に改める。

附則第十二項第一号中「平均標準給与の日額」を「旧法の平均標準給与の仮定年額の三百六十分の一に相当する金額」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

3 私立学校教職員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表

第一級	第二級	第三級	第四級
一、二、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
一三、〇〇〇円未満	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満

「第一級 一八、〇〇〇円 一九、〇〇〇円未満」に、「第五級」を「第二級」に、「第六級」を「第三級」に、「第七級」を「第四級」に、「第八級」を「第五級」に、「第九級」を「第六級」に、「第十級」を「第七級」に、「第十一級」を「第八級」に、「第十二級」を「第九級」に、「第十三級」を「第十級」に、「第十四級」を「第十一級」に、「第十五級」を「第十二級」に、「第十六級」を「第十三級」に、「第十七級」を「第十四級」に、「第十八級」を「第十五級」に、「第十九級」を「第十六級」に、「第二十級」を「第十七級」に、「第二十一級」を「第十八級」に、「第二十二級」を「第十九級」に、「第二十三級」を「第二十級」に、「第二十四級」を「第二十一級」に、「第二十五級」を「第二十二級」に、「第二十六級」を「第二十三級」に、「第二十七級」を「第二十四級」に、「第二十八級」を「第二十五級」に、「第二十九級」を「第二十六級」に、「第三十級」を「第二十七級」に、「第三十一級」を「第二十八級」に、「第三十二級」を「第二十九級」に、

第二十八級	第二十九級	第三十級	第三十一級	第三十二級
一一〇、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円以上 一一五、〇〇〇円未満	一一五、〇〇〇円以上 一二〇、〇〇〇円未満	一二〇、〇〇〇円以上 一二五、〇〇〇円未満	一二五、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
一二〇、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円以上 一二五、〇〇〇円未満	一二五、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満	一三〇、〇〇〇円以上 一三五、〇〇〇円未満	一三五、〇〇〇円以上 一四〇、〇〇〇円未満
一四〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円以上 一四五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円以上 一五〇、〇〇〇円未満	一五〇、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円以上 一六〇、〇〇〇円未満

に改める。

（標準給与に關する経過措置）

4 組合が昭和四十四年十月一日前に前項の規定による改正前の法（次項及び附則第六項において「改正前の法」という。）第二十二条第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、前項の規定による改正後の法第二十二条第一項の規定の例による。

5 昭和四十四年十月一日前に改正前の法第二十二条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の

適用を受けないものは、同日に組合員の資格を取得したものとなし、附則第三項の規定による改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

6 この法律の施行前に給付事由が生じた附則第二項の規定による改正前の法律第四百十号附則第十二項の規定による給付及び附則第三項の規定の施行前に給付事由が生じた改正前の法の規定による給付については、なお従前の例による。

(長期在職組合員の退職年金等の最低保障に關する経過措置)

7 昭和四十四年十月一日以後に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合(法律第百四十号附則第六項の規定に該当する場合を除く)は、この限りでない。

8 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和四十一年十月分以降」を「昭和四十一年十月分から昭和四十四年九月分まで」に改める。

別表第一

年金の基礎となつた組合員であつた期間	率
昭和二十九年一月から昭和二十九年九月まで	二・四三二
昭和二十九年十月から昭和三十年九月まで	二・一八九
昭和三十年十月から昭和三十一年九月まで	二・一三一
昭和三十一年十月から昭和三十二年九月まで	二・〇六五
昭和三十二年十月から昭和三十三年九月まで	一・八九八
昭和三十三年十月から昭和三十四年九月まで	一・八〇五
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・七三八
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・六二一
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・三二〇
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・一七八
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・〇五七

別表第二

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から七一、五〇〇円まで	九六、〇〇〇円
七三、〇〇〇円	九六、四〇〇円
七四、五〇〇円	九八、三〇〇円
七六、〇〇〇円	一〇〇、三〇〇円

七七、五〇〇円	一〇一、三〇〇円
七九、〇〇〇円	一〇四、三〇〇円
八〇、五〇〇円	一〇六、三〇〇円
八二、〇〇〇円	一〇八、二〇〇円
八三、五〇〇円	一一〇、二〇〇円
八五、〇〇〇円	一一二、二〇〇円
八八、二〇〇円	一一六、四〇〇円
一〇一、二〇〇円	一二三、六〇〇円
一一五、〇〇〇円	一五一、八〇〇円
一二九、六〇〇円	一七一、一〇〇円
一五〇、〇〇〇円	一九八、〇〇〇円

二月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に關する請願(第五五一号)(第五九二号)(第六四〇号)
- 一、養護教員指導主事設置に關する請願(第五五五号)
- 一、靖国法案反対に關する請願(第五六四号)(第五六五号)(第五六六号)
- 一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の改正に關する請願(第六〇六号)
- 一、靖国神社の国家護持に關する請願(第六二六号)
- 一、信州大学繊維学部の新系教育課程の存続強化に關する請願(第六三二号)
- 一、靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願(第六六五号)

第五五一号 昭和四十四年二月七日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に

關する請願

請願者 高知市追手筋六〇市立追手前小学校図書館内高知県学校図書館協議会内 塩田保美外三名
紹介議員 塩見 俊二君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第五九二号 昭和四十四年二月十日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に關する請願(十通)
請願者 兵庫県宝塚市武庫山二ノ四ノ五九河合旦子外九名
紹介議員 萩原幽香子君
この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第六四〇号 昭和四十四年二月十二日受理
司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に關する請願(二通)

請願者 鹿兒島市下福元町四四六ノ一金

紹介議員 蔵原雄外一名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第四九〇号と同じである。

第五五五号 昭和四十四年二月七日受理

養護教員指導主事設置に関する請願

請願者 東京都中野区中央三ノ四六ノ一一

堀内フミ

紹介議員 丸茂 重貞君

養護教員の活動分野の広範囲であることを理解し、山間へき地を問わず児童、生徒の健康教育の一貫的な指導をするため、文部省保健体育課に養護教員指導主事をぜひとも早急に設置されたい。

理由

学校教育の中で児童、生徒の健康を守ることは、教育基本法第一条の示すとおり、教育基盤であり、教育活動の原動力をなすものである。その中核として養護教員(全国で一万数千人余)は専門職として多年にわたって、統括する傷害や交通事故、精神衛生、性教育など多くの問題をかかえながら、全体的、全国的に研修を重ね、「研究誌」や「執務の手引き」などを発刊して健康教育の発展と向上につとめてきた。

第五六四号 昭和四十四年二月八日受理

靖国法案反対に関する請願(二通)

請願者 福岡市箱崎綱屋本町三組青雲荘内

山本信一外四千二十名

紹介議員 小柳 勇君

自民党が提出を予定している「靖国神社法案」は、信教の自由を侵害し、国家神道と軍国主義を再建し、宗教法人を没収し、民主、自由、権利、平和を否定するものであるから、これが成立しないよう要望する。

第五六五号 昭和四十四年二月八日受理

靖国法案反対に関する請願(二通)

請願者 高知県中村市大橋通四 横山千都

子外七百二十一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第五六六号 昭和四十四年二月八日受理

靖国法案反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市山本字溝向一ノ三二

荒井とみよ外千三百三十六名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六〇六号 昭和四十四年二月十二日受理

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の改正に関する請願

請願者 新潟市学校町一番町六〇二新潟県

議会議長 相場一清

紹介議員 佐藤 隆君

最近における産業の急激な発展と都市集中化は、いわゆる過疎、過密問題をひき起こし、施設の不備、児童の通学負担あるいは教職員、父母、地元の負担増など、学校教育にも大きな変化と悪影響を及ぼしており、現行の諸基準によつては、教育水準の低下はまぬかれ得ない実態であるから、このような事態に即応した学級規模と教職員配置の適正化を図るため、学級編制基準の引下げ、教職員配置の増加を行なうとともに、栄養士、用務員等の必要な職員についても、法に位置づけて国庫負担対象職員とされるよう強く要望する。

第六二六号 昭和四十四年二月十二日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

紹介議員 羽田義和

紹介議員 小山邦太郎君

靖国神社を国家で護持するための必要な法的措置をすみやかに講ぜられたい。

理由

国のために尊い生命をささげた人々を国において合し、その霊を慰め、その功績をたたえ、その遺徳を永遠に伝えることはわが国存立の礎であるが、靖国神社は、百年にわたりこの趣旨実現の役割を果たしてきたのであるから、これを国において維持管理することが最も適切である。

第六三二号 昭和四十四年二月十二日受理

信州大学繊維学部の新設教育課程の存続強化に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長

羽田義和

紹介議員 小山邦太郎君

信州大学繊維学部の新設教育課程を廃止することなく、むしろその組織、設備の拡充強化を図られたい。

理由

一、本県における蚕糸業の発展は、自然条件と県民の努力によるところが大であるが、その根拠をなすものは、旧制上田蚕糸専門学校から信州大学繊維学部になった六十年来の指導者の育成と、学理探究のたまものである。
二、本県は、昨年蚕業試験場の改築を機会に、設備の近代化を図り、あわせて、信州大学繊維学部との連絡をいっそう密にするため、これを長野市から上田市に移転し、目下工事進行中である。

三、しかるに最近、信州大学繊維学部の蚕糸教育課程を廃止する動きがあることであるが、これが実現されると県の構想は崩壊し、また、本県蚕糸業の振興にじんだな影響を与える。

第六六五号 昭和四十四年二月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ四五ノ

一一大雄荘内 野田文二郎外四百

二十名

紹介議員 西村 関一君

靖国神社の国家管理は、憲法第二十條及び第八十九條に違反し、国民の思想と良心の自由を圧迫し、再び戦争犠牲者を作ることのあるものであるから、同神社の国家管理を立法化しないよう要望する。